

整理番号

経-法申-8

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3751) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 |
| 概要 | ・農地等の賃貸借の解約等を行う場合には、農地法第18条により、大阪市長の許可が必要です。 |
| 根拠法令等 及び条項 | ・農地法第18条 |
| 審査基準 | ・農地法第18条第2項による。許可の基準（法第18条第2項各号） ①賃借人が信義に反した行為をした場合（第1号） ②その農地等を農地等以外のものにするを相当とする場合（第2号） ③賃貸人がその農地等を耕作等の事業に供することを相当とする場合（第3号） ④賃借人が農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた場合（第4号） ⑤賃借人である農地所有適格法人がその要件を欠いた場合等（第5号） ⑥その他正当の事由がある場合（第6号） |
| 標準処理期間 | 個別案件による |
| 経由日数 | 28日 |
| 提出先 | 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 農地法第18条1項の規定による許可申請書及び添付書類を提出してください。 |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課 |
| ホームページ | |
| 備考 | |